

平成18年1月4日

平成18年 新年のご挨拶



自動車検査独立行政法人
理事長 橋口 寛信

新年あけましておめでとうございます

平成18年の新春を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

当法人は平成14年7月1日の設立以来4回目の新年を迎えました。運営の基本理念を、「人と地球にやさしい車社会の実現をめざし、安全確保と公害防止のため、厳正かつ公正な検査を実施すること」と定めていますが、この理念を実現すべく、新しい検査のあり方を求め、更に内容を充実して参りたいと存じます。

さて、昨年安全問題に関係して、JR西日本の鉄道で多くの方々が犠牲となった事故、また最近では建築基準法違反のビル建設問題が起こりました。これらの問題で安全問題が大きくクローズアップされ、また安全を守るためのシステムや検査のあり方についてもマスコミ等で議論がなされています。上記のうち建築の問題は、社会の安全を守るシステムの問題として車の検査と共通するところがありますので、若干の考察をして見たいと思います。

住宅やビルを建設する際には建築基準法の安全基準を満たさなければなりませんし、建築主は書類での建築確認や現場での検査を受ける必要があります。建築主は国土交通省の指定する民間検査機関か、自治体等の行政機関に検査を委託する必要があります。今回の事案は建築主の代理人である設計事務所が構造計算書を偽造したのが問題を起こした直接の原因ですが、マスコミではそれを見逃した民間検査機関の責任も追求し、更に国土交通省の検査機関の監督も十分でなかったと指摘しています。因みに、行政機関が一手に担ってきた建築検査業務が民間に開放されたのは1999年で、現在は122の民間機関が国などの指定を受け、2004年度では建築確認の56%を担うまでになっているとのことです。

上記の建築の例を車の検査と対比すると、「建築基準法の安全基準」は「道路運送車両法の保安基準」、「民間検査機関」は「指定整備工場」、直接検査を実施する「行政機関」は「自動車検査独立行政法人」に対応すると考えます。安全を守るシステムとして非常によく似た体制になっていると思いますが、少し違うところは、検査法人では検査を実施し整備は行わないが、指定整備工場

では点検・整備を行ったうえで検査を実施していることです。

国民すべてが法令遵守をすれば検査制度そのものが不要となる理想の社会となると思うのですが、現実的にはそうはならないので、社会の安全と環境を守るために現在の検査システムがあることを理解しながら、当法人は課せられた任務の重要性を再認識し、検査の品質向上に努める所存です。

昨年、当法人が実施する本年度の重点目標として次を掲げました。

1. 検査の質の向上

ディーゼル車黒煙検査における審査精度の向上、ディーゼル車の使用過程車を対象とした新たな審査方法の検討等。

2. 不正改造車排除への取組み

ホームページに不正改造等の通報窓口を設け、通報に基づく追跡調査を試行。カスタム・カー等のショウにおける車両の指導と確認実施。

3. 不正受検防止への取組み

新規検査における車両の画像を電子的に記録・保存し、受検車両と比較することを検討し、検査後の二次架装等の不正受検防止に取組み。

4. 受検車両についての情報提供の取組み

審査結果を記録する検査票を始めとした検査データを電子的に処理するシステムの試作等により、将来的に、分析した結果をユーザーに情報提供することによって、点検・整備意識の向上を図るための手法を検討。

5. 街頭検査の拡大実施

全国で9万台（前年度比約6%増）を目標に街頭検査を拡大して実施。

6. 受検事故の防止

安全衛生運動を推進し、受検者、受検車両等に事故のない安全な検査場を実現することを目指す。

7. 利用しやすい施設の整備

福山事務所の移転・新築、長岡事務所及び相模事務所の検査場建替え。湘南事務所の検査コースの増設。

これらの課題については現在鋭意取り組んでいますが、これらが効果を上げるまで継続的に努力するとともに、更に検査の意義を高める方策を検討していきたいと考えます。

言うまでもなく車の安全確保と公害防止は検査だけで達成できるものではなく、使用者や整備工場における点検・整備と一体になってはじめて効果が上がるものです。当法人は今後とも「車の安全確保と公害防止」という目的を達成するため、検査設備の高度化や職員の技術向上を図っていく所存ですので、皆様のご理解、ご協力、ご支援とご指導をお願い申し上げます。